

「支払・支払の受領許可申請書」の記入の手引

1. 手続概要

外為法第 16 条の規定に基づき、許可義務が課された支払又は支払の受領について、財務大臣の許可を取得するための手続です。現在、許可義務が課されている支払又は支払の受領は以下のとおりです。

(1) 外為法第 16 条第 1 項の規定に基づくもの

財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm（経済制裁措置及び許可手続）をご参照下さい。

(2) 外為法第 16 条第 2 項の規定に基づくもの

現在、許可義務は課されていません。

(3) 外為法第 16 条第 3 項の規定に基づくもの

- ① 他の居住者又は非居住者と共同で設立した外為省令第 21 条に定める事業を行う組合その他の団体に対し外国における事業活動資金を支払おうとする場合。

※ 外為省令第 21 条に定める事業

「漁業」、「皮革または皮革製品の製造業」、「武器の製造業」、「武器製造関連設備の製造業」、「麻薬等の製造業」

- ② 他の居住者又は非居住者と共同で設立した組合その他の団体に対しロシア連邦における事業活動資金を支払おうとする場合。

- ③ ロシア連邦に住所若しくは居所を有する自然人又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体等と共同で設立した組合その他の団体に対し外国における事業活動資金を支払おうとする場合。

2. 提出の時期

支払・支払の受領をしようとする日前

3. 提出書類および提出部数

「支払・支払の受領許可申請書」・・・・・・・・・・ 3 通

※ 取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。

また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

4. 許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた支払・支払の受領の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（3 通）を原許可証を添付して提出して下さい。

留意事項

1. 記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、 Eメール post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。
2. 許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。
3. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。
4. 許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ
5. 審査結果については、財務省よりお知らせします。
財務省国際局調査課外国為替室
TEL 03-3581-4111